

(庶ろ-09)

平成31年3月25日

当直員 各位

水戸地方裁判所刑事訟廷管理官 秋守良彦

水戸地方裁判所事務局総務課長 長坂浩之

休日の日直・宿直間の勾留事務等の引継ぎについて（事務連絡）

水戸地家裁本庁では、土日、祝日及び年末年始（以下「休日」という。）に宿直を実施していることから、日直担当者に超過勤務を命じることは、原則としてできません。したがって、日直において、勾留事務（勾留質問、勾留通知、領事官通報、被疑者国選弁護人選任・通知、当番弁護士・私選弁護人選任申出通知等）等の処理が午後5時までに終了しない場合には、宿直担当者にその後の処理を引き継ぐ必要がありますので、下記に従って、適切に引継ぎが行われるようにしてください。

なお、引継ぎの可否に疑惑がある場合には、水戸地裁総務課長に照会してください。

記

第1 引継ぎの要否等の目安

1 [ ] 請求のあった事件については、原則として、日直担当者が最後まで処理する。

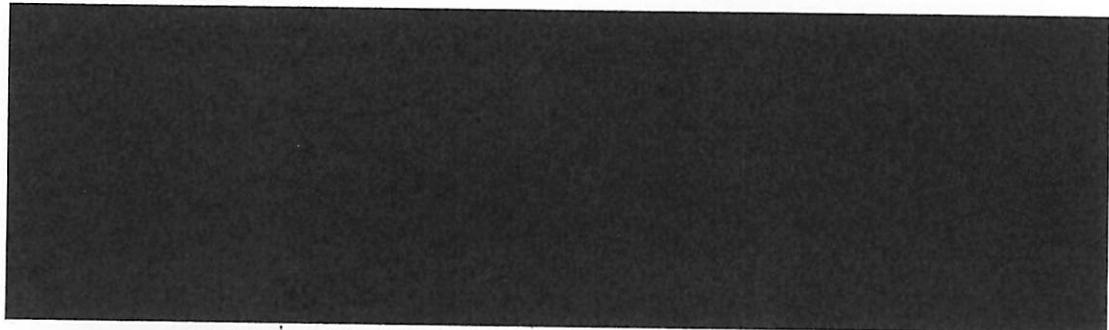
なお、[ ] 請求があった場合であっても、審査等に時間を要し、勾留質問の[ ]

[ ] 担当裁判官の了解を得た上で、宿直担当者に引き継ぐ。

また、勾留質問後の事務（勾留通知、被疑者国選事務等）については、午後

5時以降は、宿直担当者に必ず引き継ぐ。

事務処理上、やむを得ず日直担当者が超過勤務をせざるを得ない場合（超過勤務が認められる場合は、以下の例のとおり極めて限定的である。）でも、その処理に必要な職員のみ（ほとんどが書記官のみと考えられる。）が超過勤務を行うこととする。なお、超過勤務を行った日直の当直責任者（場合によっては宿直の当直責任者を含む。）は、日直を行った直後の開庁日に、超過勤務の必要性等を記載した報告書（記載例参考）を水戸地裁総務課長に提出する。



2 [REDACTED] 請求のあった事件については、原則として、日直の当直責任者は、次の点を踏まえて担当裁判官と相談し、自直で処理するか宿直で処理するかを振り分ける。

- (1) 勾留請求の時間
- (2) 自白事件か否認事件か
- (3) 記録の分量（厚さ、冊数）
- (4) それ以前に請求されている勾留や一般令状の処理状況

3 [REDACTED] 請求のあった事件については、原則として、宿直担当者が処理するものとし、日直担当者は受付のみを行い、宿直担当者に引き継ぐ。

## 第2 引継ぎに際しての留意点等

### 1 勾留質問

- (1) 宿直担当者が引継ぎを受けた際に、次のアからエまでの帳票が既に作成されていた場合は、同帳票の書記官名を全て宿直担当の書記官名に修正する必要がある。その場合には、①「日直担当の書記官名を宿直担当の書記官名に

手書き等で修正して訂正印を押す方法」により、状況によっては、②「日直担当の書記官名を黄色の付せんやマスキングテープ等でマスキングしてコピーを取り、宿直担当の書記官名に手書き等で修正する方法」により修正する。この①、②の方法による場合には、必ず、アからエの各帳票に記載された書記官名が修正されていることを確認し、誤りのないようにする。

なお、③ [REDACTED] により修正することもできるが、この場合には、必ず、書記官名以外の被疑者名欄等の部分について、修正前の帳票と慎重に対照して修正漏れ等の誤りがないようにする。

また、②、③の方法による場合には、修正前の帳票が修正後の帳票と混同することのないよう、修正前の帳票は修正後の帳票作成後、速やかにシュレッダーにより廃棄する。

ア 勾留質問調書（冒頭と末尾の2か所）

イ 勾留通知書（1か所）

ウ 通訳人尋問調書（冒頭と末尾の2か所）※要通訳事件のみ

エ 接見等禁止決定謄本用紙3通（それぞれ1か所（謄本認証者））及び送達報告書（1か所）※接見等禁止請求のあった場合のみ

(2) 引継ぎを受けた宿直担当の書記官は、勾留状記載の被疑者の人定事項に誤りがないかを疎明資料で改めて確認し、少なくとも、被疑事実の要旨及び弁解録取書を閲読した上で勾留質問に立ち会う。

## 2. 勾留通知、領事官通報

(1) 日直担当者は、勾留通知事務を宿直担当者に引き継ぐ際は、「勾留になった場合の通知先等」のメモの下部「勾留通知」欄以外の全ての欄に必要事項を記載した上で、同メモを交付して引き継ぐ（罪名、勾留場所の記載漏れがないように注意する。）。

(2) 日直担当者は、領事官通報事務を宿直担当者に引き継ぐ際は、「勾留にな

った場合の通知先等」のメモの余白に「領事官通報未了（国籍 ○○）」と記載するなどした上で、同メモを交付して引き継ぐ（領事官通報書の被疑者（被拘禁者）の氏名欄には、可能な限り母国語での表記を併記する。）。

### 3 被疑者国選弁護人選任・通知

(1) 勾留質問が [ ] 場合など、指名通知依頼書の作成及び法テラスへの送信ができないときは、翌日の日直担当者又は刑事担当職員が [ ] 速やかに指名通知依頼を行えるよう、日直担当者又は宿直担当者は、所定の方法で確実に引継ぎを行う。

なお、宿直担当者は、法テラスからの指名通知書の送信が [ ] にされた場合でも、必ず当日中に選任する（選任書の決裁をもらう）必要があることに注意する。

(2) 選任通知書を検察庁又は法テラスに送信する際には、原則として送信直前に事前連絡を行うことが必要なので、検察庁や法テラスの職員が退庁している場合には、送信事務を行う者は、翌日の日直担当者又は刑事担当職員に選任通知書を引き継ぐことになる。また、被疑者（勾留場所）に対しては 24 時間の送信が可能と思われる所以、日直担当者が送信できなかつた場合は、宿直担当者に引き継ぎ、宿直担当者は当日中に送信する。

### 4 当番弁護士・私選弁護人選任申出通知

日直担当者は、私選弁護人選任申出通知書の記載に必要となる「罰条」、「性別」、「国籍」、「通訳言語」の各事項を、「勾留になった場合の通知先等」のメモの余白に記載するか、警察の送致書の 1 ページ目をコピーして同メモに添付するなどの方法で明らかにした上で、[ ] 勾留状発付事務と併せてその後の処理を宿直担当者に引き継ぐ。

なお、上記引継ぎを受けた宿直担当者において、[ ]

[ ] 被疑者が留置されている警察署の留置管理課に電話

連絡の上、同通知書写しと「お知らせ」を [REDACTED] 送信することでも差し支えない。

### 5 その他

勾留事務以外にも、保釈請求事務や準抗告事務などを当直担当者間で引き継ぐ場合もあるが、引継ぎに当たっては、①事件の進捗状況（未了なのか終了しているのか。）、②次の当直担当者が処理すべき内容等について、書面（別添「当直引継ぎメモ」）によって確實に引き継ぐほか、必ず、記録を確認しながら口頭でも引き継ぐ。

(記載例)

平成××年●月×日

水戸地方裁判所事務局総務課長 殿

水戸地方裁判所（所属）

□ □ □ □

報 告 書

●月●日（●）の日直担当者が、午後5時以降も引き続き当直業務を行う必要があつた事情について、同日の日直（宿直）の当直責任者として次のとおり報告します。

1 業務の必要性について

※引き続き業務を行ってもらうことの必要性（特に、午後5時前後の業務の内容や態勢等）を詳細に記載する。

・・・

・・・

・・・

・・・

2 日直担当者の午後5時以降の執務内容について

※担当者の執務時間、執務内容等を記載する。

## 当直引継ぎメモ(勾留, 被疑国以外の事務)

/ (日直・宿直)氏名

① 準抗告申立てあり

(進捗状況)

- 处理終了済み【関連書類等の保管先: ]
- 裁判官に指示を仰ぎ, 明日以降判断
- 請求書等保管先  
( )
- 進行に関する裁判官の判断待ち
- 裁判官起案中
- 起案のチェックが未了のため, チェックの上, 裁判官にあげてください。
- 決裁は了したが, 当事者への送達・連絡未了
  - 当事者(検察庁・弁護士)に連絡してください。
  - 当事者(検察庁・弁護士)に送達してください。
  - 検察庁に記録を返却してください。
- その他

[ ]

② 保釈請求あり

(進捗状況)

- 处理終了済み【関連書類等の保管先: ]
- 裁判官に指示を仰ぎ, 明日以降判断
- 請求書等保管先  
( )
- 進行に関する裁判官の判断待ち
- 裁判官, 保釈請求に対する判断検討中
- 裁判官から次の指示があつたが, 起案未了
  - 却下(号)
  - 認容  
(条件, 金額)

[ ]

- 決裁は了したが, 当事者への送達・連絡未了

- 当事者(検察庁・弁護士)に連絡してください。
- 当事者(検察庁・弁護士・被告人)に送達してください。
- 検察庁に記録を返却してください。

- その他

[ ]

③ その他

[ ]